

平成23年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

危機管理局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年11月定例会議案説明資料目次

危機管理局

【予算関係】 （一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料		1
	2 歳入歳出事項別明細書		
	3 節の説明		
	4 債務負担行為に関する調書		2

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
議案第10号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	消防防災課	3

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

消防防災課 (内線: 7063)

2目 消防連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
平成23年度 消防防災航空センター清 掃業務委託	債務負担 行為 0 0	債務負担 行為 2,517 0	債務負担 行為 2,517 0				債務負担 行為 2,517 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	消防防災航空センター清掃				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 消防防災航空センターの清掃業務に係る委託を行う。								
2 債務負担行為限度額 (単位: 千円)								
期間	限度額	内容						
平成24年度	839	消防防災航空センターの清掃業務						
平成25年度	839							
平成26年度	839							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

危機管理局 消防防災課

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成23年度 消防防災航空センター清掃 業務委託	2,517			平成24年度から 平成26年度まで	2,517					2,517

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、危険物取扱者免状の書換え交付に係る手数料その他の手数料の額を見直す。</p> <p>2 概 要 (1) 危険物取扱者免状の書換え交付のうち本籍地の属する都道府県等の書換えに係るものについて、当該免状の交付又は再交付と同時に行う場合には、手数料を徴収しないこととする。 (2) 消防設備士免状の書換え交付のうち本籍地の属する都道府県等の書換えに係るものについて、当該免状の交付又は再交付と同時に行う場合には、手数料を徴収しないこととする。 (3) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(122) 略</p> <p>(123) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第34条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項の書換え（<u>第116号又は次号に掲げる事務と併せて行う書換えを除く。</u>）に係るもの 1件につき700円</p> <p>イ 略</p> <p>(124) 略</p> <p>(125) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の5の規定に基づく消防設備士免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 消防法施行令第36条の4第1号から第4号までに掲げる事項の書換え（<u>第120号又は次号に掲げる事務と併せて行う書換えを除く。</u>）に係るもの 1件につき700円</p> <p>イ 略</p> <p>(126)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(122) 略</p> <p>(123) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第34条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円</p> <p>イ 略</p> <p>(124) 略</p> <p>(125) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の5の規定に基づく消防設備士免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 消防法施行令第36条の4第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円</p> <p>イ 略</p> <p>(126)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。